○財務省令第四十八号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五第六項、第四十二条の十二第七項及び第六十八条の十五の二第七項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六第四項（同条第十四項において準用する場合を含む。）、第五項から第七項まで及び第十項から第十三項まで、第二十七条の十二第三項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで及び第八項から第十一項まで並びに第三十九条の四十五の二第三項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで及び第九項から第十二項までの規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の九第二項から第六項まで、第二十条の七第二項から第六項まで及び第二十二条の二十九第二項から第六項までの規定中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十一条の十三第三項において準用する同法第七十一条の七第五項及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十二条の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の十第二号中「都道府県知事又は市長」を「市町村長」に改める。

第三十条の二第三項中「産業競争力強化法施行規則（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）」を「産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）」に改める。

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○財務省令第五十号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）附則第二十条及び第二十七条の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「とする」を「と、「産業競争力強化法施行規則」とあるのは「産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）附則第二条の規定による廃止前の産業競争力強化法施行規則」と、「」第十八条第一項」とあるのは「。以下この項において「旧産競法規則」という。）第十八条第一項」と、「同令」とあるのは「旧産競法規則」とする」に改める。

附則第十四条中「とする」を「と、「産業競争力強化法施行規則」とあるのは「旧産競法規則（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の三第二項に規定する旧産競法規則をいう。以下この項において同じ。）」と、「同令」とあるのは「旧産競法規則」とする」に改める。

附　則

この省令は、平成三十年七月九日から施行する。

○財務省令第五十一号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第三項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） ［二～十七　（略）］ 十八　産業競争力強化法第百三十八条第三項	次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第三項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） ［二～十七　（同上）］ 十八　産業競争力強化法第百三十八条第四項

備考　表中の［　］の記載は注記である。